

令和 7 年度 横手市指定ごみ袋広告掲載募集仕様書

令和 7 年 1 月 14 日

横手市広告掲載要綱（以下「要綱」という）に基づき、令和 7 年度作製の横手市指定ごみ袋に掲載する広告の仕様を次のとおり定める。

1. 広告掲載対象と作製予定数量

- (1) 燃やすごみ袋（大：2,000,000 枚、中：1,360,000 枚、小：480,000 枚）
- (2) プラスチック製容器包装類専用袋（200,000 枚）

2. 規格

ごみ袋種別	枠のサイズ		募集枠	1 枠の広告料	袋の色	印刷色
燃やすごみ袋※	大	縦 70mm 横 280mm	2 枠	200,000 円	黄色	赤刷り 1 色
	中	縦 60mm 横 240mm				
	小	縦 50mm 横 200mm				
プラスチック製 容器包装類専用袋	縦 70mm 横 280mm		2 枠	50,000 円	無色透明	青刷り 1 色

※燃やすごみ袋の広告は大・中・小で 2 枠とする。広告は大の枠のサイズを基準とし、中・小それぞれには縮小した広告が掲載される。

3. 掲載期間

- (1) 燃やすごみ袋：令和 7 年 8 月頃より令和 8 年 7 月頃まで
 - (2) プラスチック製容器包装類専用袋：令和 7 年 11 月頃より令和 8 年 10 月頃まで
- ただし、広告が掲載されたごみ袋は現行流通品の販売終了後、順次流通および販売されるため、上記の期間が前後する場合がある。また、作製済みのごみ袋は販売取扱所における在庫がなくなるまで販売が継続される。

4. 申し込み資格

広告の掲載を申し込むことができる者（以下「広告主」という）は、横手市内に事業所や店舗等を有し、要綱第 3 条に定める業種に該当しない法人や事業者等に限る。

5. 掲載内容

広告のデザイン等の内容は要綱第 3 条の規定を遵守すること。また、広告案の作成に必要な経費は広告主が負担すること。

6. 申し込み方法

- (1) 市が指定する申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、広告の原稿と必要書類を併せて下記の担当まで申し込むこと。

担当部署：横手市 市民福祉部 生活環境課 廃棄物対策係

所在地：〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎 1階8番窓口

電話：0182-35-2184

FAX：0182-33-7838

メール：kankyo@city.yokote.lg.jp

- (2) 1つの広告主は燃やすごみ袋とプラスチック製容器包装類専用袋のそれぞれ1枠、計2枠まで広告掲載を申し込むことができる。

7. 申し込み期間

- (1) 令和7年1月14日（月）から令和7年3月14日（金）
- (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

8. 選定と掲載決定

- (1) 広告の掲載は、市がデザイン等の内容を審査したうえで決定する。
- (2) 申し込み数が募集枠を超過した場合は、担当部署で抽選を行い、掲載する広告を決定する。
- (3) 抽選は燃やすごみ袋から行い、燃やすごみ袋への広告掲載が決定した広告主は、プラスチック製容器包装類専用袋の抽選から除外する。ただし、申込み件数が募集枠を超過しない場合に限り、1つの広告主による燃やすごみ袋およびプラスチック製容器包装類専用袋双方への広告掲載を認める。
- (4) ごみ袋の募集枠における広告掲載位置は担当部署が行う抽選により決定する。
- (5) 掲載が決定した広告主は別途指定する方法で広告の原稿を提出すること。

9. 広告料の納付

掲載が決定した広告主は、市が発行した納入通知書により別途指定する期日までに広告料を納入すること。

10. 注意点

- (1) 広告掲載の申し込みにあたっては、要綱の規定を遵守すること。
- (2) 申し込み期間後の受付は行わない。
- (3) 提出された書類の差し替えや申し込みの取り下げは、申し込み期間内においてのみ認める。
- (4) 申し込み時に提出された書類は返却しない。
- (5) 広告掲載の募集に係る申し込み状況は公表しない。